

久留米大学附設高等学校同窓会熊本支部会則（変更案）

第1条 名称

本会は久留米大学附設高等学校同窓会熊本支部と称する。

第2条 会員

本会は、一般会員、在学会員、名誉会員及び客員をもって組織する。

1. 一般会員は、久留米大学附設高等学校卒業生で熊本県在住者とする。但し、中途退学者で入会を希望する者は、理事会の承認を得て入会することができる。
2. 在学会員は、大学等在学中の学生とする。
3. 名誉会員は会員より推薦し、総会の承認を得た者とする。
4. 客員は、母校の職員及び旧職員とする。
5. この他、本会与密接な関係を有する者は総会の議を経て会員とする事ができる。

第3条 目的

1. 本会は、会員間の互助親睦、向学心の高揚、並びに母校の発展を図ることを目的とする。
2. 本会は、前項の目的を達成する為必要な事業を行なう。

第4条 事業

1. 例会は、年に2回春季と秋季に開催する。(夏季の大学の新生を含む新入会員歓迎会と春季の卒業生祝賀会をもって例会とする。)
2. 定期総会は、秋季（夏季）の例会の時に併せて開催し、事前に幹事より用意された議題についての討議と会計報告を行なう。
3. 臨時総会等、その他本会の目的達成に必要な行事の開催は、幹事が顧問、支部長、副支部長の諮問を受けて決定する。
4. 各会の日時と会費は、幹事が顧問、支部長、副支部長と協議の上決定する。

第5条 役員

1. 本会は役員として支部長1名、副支部長若干名、支部理事若干名、幹事若干名、会計1名、監事2名、顧問若干名をおく。
2. 役員の中から、同窓会本部理事候補として評議員2名を推薦する。
3. 役員は総会にて決定される。
4. 幹事は、一般会員から若干名、在学会員から若干名（2名）が総会にて選出される。
5. 役員の任期は原則2年間とし、その再任を妨げない。ただし、学生幹事については毎年一部を改選する。

第6条 会計

1. 本会の経費は、総会会場費、同窓会本部からの資金、会員および有志の寄付による。
2. 総会会場費は、1,000円とし、参加時徴収する。懇親会会費は、一般会員、在学会員を区別して徴収する。
3. 慶弔費支出は、その都度、幹事が、支部長、副支部長と協議の上決定し支出し、総会の承認を得る。
4. 収支決算は毎年1回総会時にこれを行い、寄付者氏名を含め、総会にて報告する。
5. 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7条 会則の変更

本会の会則は総会の協議を経て変更することができる。

第8条 所在地

本会の所在地は熊本大学医学部（熊本県熊本市中央区本荘1丁目1-1）とする。

付則1 この会則は平成22年5月20日から施行する。

付則2 この会則は平成26年9月21日から施行する。

